

新型コロナウイルス感染防止対策で登録業務停止でもCCUSの周知はすすめよう

官民施策パッケージでCCUS普及活用へ

2020年度は直轄モデル工事現場のCCUS目標を設定、工事成績を評定

国交省CCUS普及・活用 官民施策パッケージ

国交省は4月1日付で全都道府県、政令市、各府省庁、独立行政法人、特殊法人、関連する民間建設業団体に「CCUSの活用促進等について」を通知し、「CCUS活用に向けた普及・活用に向けた官民施策パッケージ」(裏面参照)を示しました(ニュース第62号で既報)。

◆2023年度までの3つの具体策と道筋示すパッケージは、①建退共のCCUS活用、②社会保険加入確認のCCUS活用、③公共工事での活用の3点をすすめることで、技能者レベルに対する賃金の実現と人材引き抜き防止策などの利便性を向上させるとしています。

とくに2023年度には公共工事などでCCUS活用を原則とし、地方自治体発注工事でも活用促進の取り組み報告を求めるとし、2021年度以降段階的にCCUSを活用する工事対象を拡大するとしています。[貸対・社保・労対]

第91回中央メーデー および三多摩メーデー

5月1日(金)に開催されたメーデーは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、動画配信となりました。東京土建ドンネットでは、動画で第91回メーデーでの中村隆幸中央執行委員長の決意表明が報道されています。



また、中央メーデーの動画は「メーデー見える化プロジェクト」のYouTube(こちら)で配信、三多摩メーデーの動画は三多摩労連サイトのメーデーページで配信されています。

◆国交省直轄モデル工事では成績評価

2020年度は国交省直轄工事で「CCUS義務化モデル工事」(発注者が現場を指定)と「CCUS活用推奨モデル工事」(受注者の希望)を試行し、19年度のモデル工事現場の実績を参考にCCUSの平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%以上と設定、就業履歴蓄積率も目標を定め全項目の達成で工事成績を加点(義務化工事では減点もあり)します。

また、Aランク(国交省の一般土木で契約予定金額7.2億円以上など発注工事)以外の工事でも地元の理解を踏まえ、活用推奨モデル工事を試行するとしています。[職域]

CCUS登録法人事業所の 検索が可能に

→ 登録事業者検索

4月24日よりCCUSのHP上に、CCUSに登録した事業者の商号名称と所在地、建設業許可の有無を検索する「公開事業者情報の索画面」のページと「登録事業者検索」のバナーを設置しました。

ただし、個人情報を守るため一人親方・個人事業所は検索対象外です。3月末時点で登録の事業者4万2485者のうち、法人事業者は3万2505者。都道府県別に許可業者を絞り込むことやデータをエクセル化も可能で、CCUS活用を加点する公共工事の総合評価や入札参加資格審査において、CCUS登録の有無を確認できるようになります。

今後、民間の建設工事発注者や住宅施工を求める住民が業者を選ぶにあたり、有効な機能になることを見通したものです。[職域]

建設アクション 第2回建設従事者ホットライン相談

5/22(金)18~20時 5/24(日)10~20時
電話 03-5332-3071(本部)
4/29・30に引き続き、社労士等の同席で、コロナ関係をはじめとした相談会を実施します。



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、CCUS活用本格実施
 - > 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化
 - > 民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行
- ・経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の賃金目安を設定し、下請による職長手当マネジメントファイアーの見積りへの反映と元請による見積り尊重を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加減点）を試行
 - > CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加減点）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化

更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策
- 発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究
- CCUSによる勤怠・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進
- 令和4～5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ